

伊丹市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費とし、「耳あて等交換費」とは耳あて（イヤモールド）及び耳穴型シェル（オーダーメイド）の交換に要する経費とする。

(助成対象)

第3条 この事業の助成対象者は、次の要件を全て満たす児童（以下「助成対象児」という。）とする。

- (1) 保護者が伊丹市内に住所を有すること。
- (2) 申請時において、助成対象児の年齢が、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。

(助成対象からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等が受けられる場合
- (2) この要綱に基づいて助成の交付決定を受けてから別表1及び別表2に定める耐用年数を経過していない場合

(助成金の額等)

第5条 この助成金の額及び補聴器等の耐用年数は、次に定めるところとする。ただし、助成を受けようとする補聴器購入費等の額が次の各号に定める額に満たない場合は、当該価格を上限額とする。

- (1) 補聴器購入費として、別表1に定める1台（一式）あたりの助成額及び耐用年数
- (2) 耳あて等交換費として、別表2に定める1個あたりの助成額及び耐用年数

2 1回に申請できる項目及び数量は、別表1及び別表2に定める項目につき、あわせて1項目のみとし、補聴器、耳あて等は両耳で2台（個）まで、補聴システム（一式）は1システムとする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする助成対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、伊丹市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え

て、市長に申請するものとする。ただし、耳あて等のみの申請の場合は第1号の意見書は不要とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定医療機関の医師又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師のうち市長が認める者が、助成対象児の聴力検査を実施し、交付した軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書（様式第2号）
- (2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器等の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、第6条に規定する交付申請書類の内容について、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書（様式第2号）の内容を踏まえ、審査し、助成交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成交付を行うことを決定した場合は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書（様式第3号）及び軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券（様式第4号）を、却下することを決定した場合は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請却下通知書（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

（補聴器等の購入）

第8条 申請者は、助成決定後速やかに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の規定に基づく、補装具費支給を行う際の代理受領等にかかる契約を市と締結している補聴器販売業者から、補聴器等を購入するものとする。

（助成金の請求及び支払い）

第9条 前条により補聴器等を購入した申請者は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金請求書（様式第6号）に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項により請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金として交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者の利便性を考慮し、申請者に助成すべき額の限度において、代理受領に係る軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書兼委任状（様式第7号）を受理し、事業者からの請求に基づき市が補聴器販売業者に支払う代理受領を原則とする。

（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第10条 市長は、助成対象児が次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付している助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成を受けて購入した補聴器等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

別表1（第5条関係）

項目	名 称	1台(一式) 当たりの助 成額	補聴器に含まれるもの	耐用 年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000円	①補聴器本体（電池を含む） ②耳あて（イヤモールド：必要とする場合）	5年 以上
	耳かけ型			
	耳穴型(レディメイド)			
	骨導式ポケット型			
	骨導式眼鏡型	100,000円	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ	
	耳穴型(オーダーメイド)		①補聴器本体（電池を含む）	
	補聴システム(一式)		①送信機(充電電池を含む) ②受信機	

別表2（第5条関係）

項目	名 称	1個当たりの 助成額(円)	耐用年数
交換費 耳あて等	耳あて（イヤモールド）	6,000円	3ヶ月以上
	耳穴型シェル(オーダーメイド)	18,000円	